

## 秋田県私立幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する審査基準

制定 平成28年1月18日

(趣旨)

第1条 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号。第4条において「条例」という。）に定めるもののほか、私立幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る審査基準を定めるものとする。

(設置者)

第2条 私立幼保連携型認定こども園の設置者は、学校法人又は社会福祉法人とする。

(名称)

第3条 私立幼保連携型認定こども園の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、秋田県内の既設の私立幼保連携型認定こども園と同一又は紛らわしいものでないこと。

(位置)

第4条 私立幼保連携型認定こども園の設置場所は、条例の定めによるほか、次の各号に定めるものによる。

- 一 既設の私立幼保連携型認定こども園との関係を考慮し、地域の実情を勘案して、適正な配置となるよう留意すること。
- 二 定員を満たす園児数の確保が、将来にわたって可能と見込まれること。

(市町村子ども・子育て支援事業計画との関係)

第5条 設置しようとする私立幼保連携型認定こども園が、当該私立幼保連携型認定こども園が所在する市町村における市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）に位置づけられており、当該私立幼保連携型認定こども園の設置について、当該市町村との調整が図られていること。

(教育・保育内容の質の向上)

第6条 私立幼保連携型認定こども園が、当該私立幼保連携型認定こども園が行う教育・保育について、教育・保育内容の質の維持・向上に努めていること。

(廃止又は休止)

第7条 私立幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止をしようとするときは、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の日以後においても引き続き教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、他の特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

附 則

この審査基準は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和6年7月12日から施行する。